

# 熊本の食の魅力発信・需要拡大事業費補助金 公募要領

## 1 事業の概要

熊本県は、豊富な農林畜水産物が存在し、農業産出額、生産所得額、6次産業関連販売金額は全国トップクラスです。

しかしながら、県外から見た「食」のイメージが低く、県産品の更なる消費拡大に向けて認知度向上が課題となっています。また、長引く物価高騰の影響を受け、県内の食関連事業者は経営環境に影響が及んでいます。

本事業では、年間約370万人が利用する“空の玄関口”阿蘇くまもと空港において、熊本の豊富な食材を生かしたフェアや、県産品のPRの取組みを支援し、県産農林畜水産物の認知度向上と消費拡大、ひいては県内事業者の収益改善を図ることを目的とします。

## 2 補助対象事業者及び補助率

- (1) 補助対象事業者 民間事業者（※共同申請可）
- (2) 補助率 定額（上限15,000千円／1者）

## 3 補助対象事業

以下のとおりとし、いずれも阿蘇くまもと空港を管理する熊本国際空港株式会社の承認が得て実施する事業を対象とする。

- (1) 空港内飲食店と連携した県産食材を活用したフェアの実施等に要する経費

### 【対象要件】

- ・フェアは年2回（期間）程度実施すること。
- ・協力飲食店に対しては、メニュー開発等に要する経費を支援すること。
- ・フェア開催のPRに使用するくまモンのイラストを使ったキービジュアルを作成すること。
- ・PR資材を製作すること。（例：缶バッジ、コースター、シール、ミニのぼり等）
- ・フェア開催に係るチラシを作成すること。

- (2) 空港内での県産品の限定販売やふるさと納税のPR等に要する経費

### 【対象要件】

- ・（1）のフェアと連動して特設ブースを設けて実施するものであること。（期間や回数は任意）

- (3) 空港利用者に「食のみやこ熊本県」をPRする広告や装飾等に要する経費

## 4 補助対象経費に掛かる留意事項

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

- ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費
- ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

### (2) 対象外となる経費について

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・交付決定前に発生した経費及び令和9年3月31日以降に支払いが完了した経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・本事業に使用したのものとして明確に区別できない経費
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 5 応募方法

### (1) 提出書類（以下の書類を6部、郵送または持参にて提出してください）

- ・補助金交付要望書
- ・事業実施計画書（別記様式第1号）
- ・添付書類
  - ① 事業経費内訳書（別添1）
  - ② 誓約書（別添2）
  - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
  - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
  - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対当表、損益計算書等）
  - ⑥ その他補足資料

### (2) 提出先・問い合わせ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県 食のみやこ推進局 熊本県庁本館9階 担当：本田、杉谷

電話：096-333-2874

E-mail: miyakokyokutsuki@pref.kumamoto.lg.jp

(3) 提出締切り

令和8年(2026年)3月31日(火) 17時 ※必着

## 6 スケジュール案

1. 事業実施計画書等の提出	令和8年3月31日(火) 17時 ※必着
2. 審査会(対面)	令和8年4月3日(金)(予備日4月6日(月)) 場所: 県庁 ※応募者には出席いただき、15分程度で事業計画内容の説明を行っていただく予定です。 ※開始日時、場所等は個別にお知らせします。予備日も含めて対応できるようご準備ください。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。
3. 内定(採択・不採択通知)	令和8年4月上旬頃(予定)
4. 交付申請書提出	令和8年4月中旬頃(予定)
5. 交付決定(事業開始)	令和8年4月下旬頃(予定)
6. 実績報告(事業完了)	事業完了の日から1か月を経過した日又令和9年3月31日のいずれか早い日
7. 補助金支払い	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

## 7 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

項目	内容
1 実施体制 (20点)	過去の実績等を踏まえ、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。
	事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実施できるものになっているか。
2 計画内容 (70点)	事業計画内容は本事業の趣旨に沿って立てられているか
	事業内容に独自性や新規性があるか
	事業内容に県内外に向けた情報発信力が認められるか
3 経費の妥当性 (10点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか。

※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

## (2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、食のみやこ推進局から通知いたします。

## 8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。